1. 札幌市環境基本条例

（平成7年12月13日条例第45号）
改正　平成11年10月条例第39号

目次

前文
第1章 総則（第1条－第6条）
第2章 環境の保全に関する基本的施策
（第7条－第26条）
第3章 地球環境保全の推進のための施策
（第27条・第28条）
第4章 環境審議会及び環境保全協議会
（第29条・第30条）
附則

札幌は、我が国有数の大都市であるが、幸いにして、南西部に広がる森林地帯に代表されるように極めて豊かな自然に恵まれている。夏季のさわやかさ、冬季の雪と厳しい寒さを特徴とした札幌の気象は、鮮明な四季の移り変わりがみられ、私たちにすばらしい季節感を与えてくれる。

札幌は、北方圏の拠点都市として高度な機能を備えた都市づくりが進められてきた。その結果、私たちの生活は飛躍的に便利なものとなった。

しかし、都市化に伴う人口の集中や産業の集積などによって、資源やエネルギーが大量に消費され、私たちの身近な環境に様々な影響が及ぶこととなり、更には私たちの生存の基盤である地球環境が脅かされるまでに至っている。

人間は、自然の生態系の一構成要素でありながら、今やその中で極めて大きな力を持ち、人間の活動そのものが環境の状態を左右するようになった。私たちは、地球環境の保全の観点から生活のあり方を見直さなければならないという人類共通の課題に直面している。恵まれた身近な環境、更にはかけがえのない地球環境を保全し、これを良好な状態で将来の世代に引き継ぐことは、私たちの願いであり、また、使命でもある。

私たちは、地球環境の中で生きるものの一員としての自覚を持ち、創意と工夫をこらし、国の内外の多様な歴史と文化を有する人々とも互いに協力し合い学び合って、環境の保全に努めていかなければならない。

このような認識の下、札幌市に集うすべての人々の参加により、良好な環境を確保するとともに、地球環境の保全に貢献していくために、ここに、この条例を制定する。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2　この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3　この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他の自然環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条　環境の保全は、市民が健康で安らぎや潤いが実感できる快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2　環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市を構築することを目的として行われなければならない。

3　地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

4　環境の保全は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条　市は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

（事業者の責務）

第5条　事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第6条　市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章　環境の保全に関する基本的施策

（施策の策定等に係る基本方針）

第7条　環境の保全に関する施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

(1)　市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2)　森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(3)　野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。

(4)　自然との豊かな触合いを確保するとともに、潤いのある都市景観の創出及び保全並びに歴史的文化的遺産の保存及び活用を図ること。

(5)　環境に配慮した生活文化の形成を図ること。

(6)　エネルギーの有効利用、資源の段階的及び循環的利用並びに廃棄物の減量を促進すること。

(7)　地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。（環境基本計画）

第8条　市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、札幌市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2　環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　環境の保全に関する長期的な目標

(2)　環境の保全に関する施策の方向

(3)　環境の保全に関する配慮の指針

(4)　前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

4　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ札幌市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5　市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6　前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。（札幌市環境白書）

第9条　市長は、市民に環境の状況、環境への負荷の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにするため、札幌市環境白書を定期的に作成し、これを公表するものとする。

（環境影響評価の措置）

第10条　市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることができるように必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）

第11条　市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2　前項に定めるもののほか、市は、環境の保全を図るため必要があるときは、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

（経済的措置）

第12条　市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2　市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。（環境の保全に関する施設の整備等）

第13条　市は、廃棄物及び下水の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設及び地域冷暖房施設その他の環境の保全に資する施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2　市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする

（エネルギーの有効利用等の促進）

第14条　市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者によるエネルギーの有効利用、資源の段階的及び循環的利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2　市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、エネルギーの有効利用、資源の段階的及び循環的利用並びに廃棄物の減量に努めるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第15条　市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（市民及び事業者の参加の機会の確保）

第16条　市は、環境の保全に関する施策を推進するに当たっては、市民及び事業者の参加の機会を確保するように努めるものとする。

2　前項の場合において、市は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。

（環境の保全に関する教育及び学習の推進）

第17条　市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全に関する活動が促進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

2　前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（市民等の自発的な活動の支援）

第18条　市は、前条に定めるもののほか、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように必要な支援の措置を講ずるものとする。

（事業者の環境管理に関する取組の支援）

第19条　市は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るための事業者の環境管理に関する取組が促進されるように、必要な支援の措置を講ずるものとする。

（事業者との協定の締結）

第20条　市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

（情報の収集及び提供）

第21条　市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全に資するために必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査研究等の実施）

第22条　市は、環境の保全に資するため、必要な調査研究を実施するとともに、技術の開発及びその成果の普及に努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第23条　市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力等）

第24条　市は、市域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全のための広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

（施策の推進体制の整備）

第25条　市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2　市は、環境の保全に資するための活動を市民及び事業者とともに推進するための体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第26条　市は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第3章　地球環境保全の推進のための施策

（地球環境保全に資する施策の推進）

第27条　市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

（地球環境保全に関する国際協力の推進）

第28条　市は、国等と連携し、環境の保全に関する技術及び情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章　環境審議会及び環境保全協議会

（環境審議会）

第29条　環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、札幌市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1)　環境基本計画に関すること

(2)　前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3　審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4　審議会は、委員30人以内で組織する。

5　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　関係行政機関の職員

(3)　札幌市環境保全協議会の推薦を受けた者

(4)　その他市長が適当と認める者

6　委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（環境保全協議会）

第30条　市民及び事業者が、自らの環境の保全に関する活動を効果的に行うための方策、環境の保全に関する市の施策等に関して協議するため、札幌市環境保全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2　協議会は、その協議の結果を市長に報告するものとする。

3　前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第30条の規定及び次項中札幌市公害防止条例（昭和47年条例第28号）第12条の改正規定は平成8年6月1日から、第29条の規定、次項中札幌市公害防止条例の目次の改正規定、同条例第16条第2項の改正規定（「札幌市公害対策審議会」を「札幌市環境審議会」に改める部分に限る。）及び同条例第4章の改正規定並びに附則第3項の規定は平成8年7月1日から施行する。

2・3　省略

2. 環境基準等

環境基準とは、環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとして定められた基準のこと。

(1)大気汚染

ア　環境基準

二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	二酸化窒素
1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10㎎/㎥以下であり、かつ、1時間値が0.20㎎/㎥以下であること。	1年平均値が15μg/㎥以下であり、かつ、1日平均値が35μg/㎥以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	**トリクロロエチレン**	**テトラクロロエチレン**	**ジクロロメタン**	**ベンゼン**
1時間値が0.06ppm以下であること。 ※	年平均値が0.13㎎/㎥以下であること。	年平均値が0.2㎎/㎥以下であること。	年平均値が0.15㎎/㎥以下であること。	年平均値が0.003㎎/㎥以下であること。

（注1）大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものを浮遊粒子状物質といい、粒径が2.5μm以下のものを微小粒子状物質という。

（注2）微小粒子状物質に係る環境基準については、平成21年9月9日付け環境省告示33号「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」にて定められた。

※令和8年4月1日から次のように改正
環境基準：8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。

イ　窒素酸化物の排出基準（抄）

窒素酸化物の濃度は次の式により算出する。

$$C=\frac{21-On}{21-Os}Cs$$

C：窒素酸化物の濃度（ppm）

On：表中のOn値に掲げる値

Os：排出ガス中の酸素の濃度（%）（20%を超える場合は20%とする）

Cs：窒素酸化物の実測値(ppm)

大別 防表 法第 施1 工の 令項	ばい煙発生施設の種類（注1）	規模最大排出ガス量 万㎥N/h（注2）	On（%）	排出基準値（ppm）					
				昭和48年8月9日までに設置された施設	昭和48年8月10日から昭和50年12月9日までに設置された施設	昭和50年12月10日から昭和52年6月17日までに設置された施設 昭和52年6月18日から昭和52年9月9日までに設置された液体燃料ボイラー	昭和52年6月18日から昭和54年8月9日までに設置された施設	昭和54年8月10日から昭和58年9月9日までに設置された施設	昭和58年9月10日以降に設置された施設
1 （注3） （注4） （注5） （注6）	ガス専焼ボイラー	4〜10	5	130	130	130	100	100	100
		1〜4	5	150	150	130	130	130	130
		1未満	5	150	150	150	150	150	150
	固体燃料ボイラー	4〜10	6	450	350	300	300	300	250（注14）
		0.5〜4	6	450	380	350	350	350	350
		0.5未満	6	480	480	480	380	380	350
	液体燃料ボイラー	4〜10	4	190	180	150	150	150	150
		1〜4	4	230	230	150	150	150	150
		1未満	4	250	250	250	180	180	180
2	ガス発生炉・加熱炉（注7）		7	170	170	170	170	150	150
5	金属溶解炉（注8）		12	200	200	200	200	180	180
6	金属加熱炉（注9）	0.5〜1	11	170	170	170	150	150	150
		0.5未満	11	200	200	200	180	180	180
9	窯行製品製造用焼成炉（注10）		15	200	200	200	200	180	180
10	反応炉・直火炉（注11）		6	200	200	200	200	180	180
11	乾燥炉		16	250	250	250	250	230	230
13	廃棄物焼却炉（連続炉）	4以上 4未満	12	300	300	300	250 300	250	250
	廃棄物焼却炉（連続炉以外）（注12）	4以上	12				250	250	250

				昭和63年1月31日までに設置された施設	昭和63年2月1日から平成元年7月31日までに設置された施設	平成元年8月1日から平成3年1月31日までに設置された施設	平成3年2月1日から平成6年1月31日までに設置された施設	平成6年2月1日以降に設置された施設
29	ガス専焼ガスタービン（注13）	4.5以上	16		70	70	70	70
		4.5未満			90	70	70	70
	液体燃料ガスタービン（注13）	4.5以上			100	100	70	70
		4.5未満			120	100	70	70
30	ディーゼル機関（注13）	シリンダー内径400mm以上	13		1,600	1,400	1,200	1,200
		400mm未満			950	950	950	950
31	ガス機関（注13）		0	平成5年2月1日から2,000	2,000	2,000	1,000	600
32	ガソリン機関（注13）		0	平成5年2月1日から2,000	2,000	2,000	1,000	600

（注1）電気炉（熱源として電気を使用するもの）を除く。

（注2）大規模なものは省略

（注3）石炭、原油タールを燃焼するものは省略

（注4）硫黄酸化物処理施設が付属している液体燃焼ボイラーは省略

（注5）液体燃焼の水管、炉筒煙管ボイラーのうち昭和52年9月10日前に設置された排出ガス量が0.5万㎥N／h未満の過負荷燃焼のものは、適用除外

（注6）小型ボイラー（伝熱面積10㎡未満かつ重油換算燃焼能力50L／h以上）に対する特則

ガス専焼ボイラー、灯油・軽油・A重油専焼ボイラー、既設ボイラー（昭和60年9月9日までに設置されたもの）は適用除外

	昭和60年9月10日から平成2年9月9日までに設置	平成2年9月10日以降に設置
固体燃料ボイラー	350	350
液体燃料ボイラー	300	260

（注7）水素製造用（天井バーナー燃焼方式のものに限る）は省略

（注8）キューポラは適用除外

（注9）ラジアントチューブ型、鍛接鋼管用は省略

（注10）石灰、セメント、耐火物原料、及び耐火レンガ製造用は省略

（注11）硫酸カリウム、硫酸製造用反応炉は省略

（注12）浮遊回転燃焼式、特殊廃棄物は省略

（注13）非常用は適用除外

（注14）昭和62年3月31日までに設置された施設は300ppm

ウ　ばいじんの排出基準（抄）

（ア）大気汚染防止法

ばいじんの量は次の式により算出する。

$$C = \frac{21 - On}{21 - Os} Cs$$

On：表中のOn値に掲げる値

Os：排出ガス中の酸素の濃度（%）（20%を超える場合は20%とする）

C：ばいじんの量(g/m3N)　　Cs：ばいじんの実測値(g/m3N)

番号	ばい煙発生施設	区　分	排出ガス量（万m³N／h）（注1）	排出基準値（g／m³N）		On（%）
				昭和57年5月31日までに設置された施設	昭和57年6月1日以降に設置された施設	
1	ボイラー（注2）（注3）	ガス専焼	4以上	0.05	0.05	5
			4未満	0.10	0.10	5
		重油その他の液体燃料（黒液を除く）専焼 ガス・液体燃料混焼	4～20	0.18	0.15	4
			1～4	0.25	0.25	4
			1未満	0.30	0.30	Os
		上記以外	4以上	0.30	0.30	Os
			4未満	0.40	0.30	Os
2	ガス発生炉			0.05	0.05	7
	加熱炉			0.10	0.10	7
5	金属溶解炉（注4）		4未満	0.20	0.20	Os
6	金属加熱炉		4未満	0.25	0.20	Os
9	窯業製品製造用焼成炉・溶融炉（注5）	その他	4未満	0.25	0.25	Os
10	無機化学工業品・食料品製造用反応炉・直火炉（注6）		4以上	0.15	0.15	Os
			4未満	0.20	0.20	Os
11	乾燥炉（注7）	骨材乾燥炉	2以上	0.50	0.50	16
			2未満	0.60	0.50	16
		その他	1～4	0.30	0.20	16
			1未満	0.35	0.20	16
12	銑鉄等製造用電気炉（注8）			0.10	0.10	Os
				平成10年6月30日までに設置された施設	平成10年7月1日以降に設置された施設	
13	廃棄物焼却炉	焼却能力4t/h以上		0.08	0.04	12
		焼却能力2～4t/h		0.15	0.08	12
		焼却能力2t/h未満		0.25	0.15	12
				昭和63年1月31日までに設置された施設	昭和63年2月1日以降に設置された施設	
29	ガスタービン（注9）				0.05	16
30	ディーゼル機関（注9）				0.10	13
31	ガス機関（注9）			0.05	0.05	0

（注1）大規模なものは省略

（注2）小型ボイラー（伝熱面積10㎡未満かつ重油換算能力50L/h以上）に対する特則

ガス専焼ボイラー、灯油・軽油・A重油専焼ボイラー、既設ボイラー（昭和60年9月9日までに設置されたもの）は適用除外

	昭和60年9月10日から平成2年9月9日までに設置	平成2年9月10日以降に設置
液体燃料	0.50	0.30
固体燃料	0.50	0.30

（注3）黒液燃焼、石炭燃焼、触媒再生塔に附属するボイラーは省略

（注4）アルミニウム地金又は合金用製造用溶解炉、アルミニウム再生用反射炉は省略

（注5）石灰、セメント、耐火レンガ又は耐火物原料製造用焼成炉及び溶融炉は省略

（注6）活性炭製造用反応炉は省略

（注7）直接熱風乾燥炉ではOnは適用猶予

（注8）合金鉄及びカーバイド製造用電気炉は省略

（注9）非常用は適用猶予

(イ) 札幌市生活環境の確保に関する条例

条例施行規則別表1の項	ばい煙発生施設	区分	排出基準(g/m³N)		
			平成11年6月30日までに設置された施設	平成11年7月1日から平成15年2月25日までに設置された施設	平成15年2月26日以降に設置された施設
1	ボイラー	ガス燃料	0.1		
		液体燃料	0.4		0.3
		固体燃料	0.8		0.3
	加熱炉・直火炉・乾燥炉	ガス燃料	0.8		0.3
		液体燃料	0.4		0.3
		固体燃料	0.8		0.3
	溶融炉・溶解炉		0.8		0.3
2	廃棄物焼却炉		0.25	0.15	

(2)水質汚濁

ア　環境基準等

(ア) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
砒(ひ)素	0.01 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	セレン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下		

(注) 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンについては最高値とする。

(イ) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
A	水道2級 水産1級	6.5～8.5	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道3級 水産2級	6.5～8.5	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下
D	工業用水2級 農業用水	6.0～8.5	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	―――

(注) 基準値は日間平均とする。
水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
水産1級:ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用
水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用
工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

(参考)札幌市内河川の類型指定状況

流域	水域	該当類型
豊平川	豊平川上流　(白川浄水場取水口から上流)	A
	豊平川中流　(白川浄水場取水口から函館本線豊平川鉄橋まで)	B
	豊平川下流　(函館本線豊平川鉄橋、望月寒川函館本線鉄橋、月寒川函館本線鉄橋、厚別川函館本線鉄橋、野津幌川函館本線鉄橋から下流)	B
平川	南の沢川　(全域)	A
	北の沢川　(北の沢川及び中の沢川の全域)	A
	真駒内川　(全域)	A
	精進川　(全域)	A
	望月寒川　(函館本線鉄橋から上流)	A
	月寒川　(函館本線鉄橋から上流)	A
	厚別川　(函館本線鉄橋から上流)	A
	野津幌川　(函館本線鉄橋から上流)	B
茨戸川	茨戸川上流　(ペケレット湖入口から上流)	B
	茨戸川中流　(ペケレット湖入口、創成川北16条橋から樽川合流点まで)	B
	創成川　(北16条橋から上流)	B
新川	新川上流　(琴似発寒川の札幌市上水道西野取水口から上流)	A
	新川下流　(新川及び琴似川の全域並びに琴似発寒川の札幌市上水道西野取水口から下流)	D

(ウ) 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	クロルニトロフェン(CNP)	-
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L 以下	ニッケル	-
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	モリブデン	0.07 mg/L 以下
オキシン銅(有機銅)	0.04 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA) ※PFOS及びPFOAの指針値については、PFOS及びPFOAの合計値とする。 ※令和7年6月30日より、「指針値(暫定)」に代え「指針値」を設定した。			0.00005 mg/L 以下

(注) クロルニトロフェン、ニッケルについては、安全性評価が終了するまでの間は要監視項目の指針値は設定されない。

(エ) 水生生物保全環境基準の水域類型及び基準値の概要

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準値		
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
	生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
	生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

(注) 現在、札幌市内においては、水生生物保全環境基準に関する水域類型が指定されている地点はありません。

(オ) 水生生物の保全に関する要監視項目及び指針値

水域	類型	要監視項目指針値					
		クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L 以下	0.05mg/L 以下	1mg/L 以下	0.001mg/ L以下	0.02mg/L 以下	0.03mg/ L以下
	生物特A	0.006mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.003mg/ L以下
	生物B	3mg/L 以下	0.08mg/L 以下	1mg/L 以下	0.004mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03mg/ L以下
	生物特B	3mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1mg/L 以下	0.003mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.02mg/ L以下

(注1) 札幌市内において、2024年3月末現在で、水生生物保全環境基準に関する水域類型が指定されている地点はありません。
(注2) 各類型の説明については、(エ)の表を参照

イ　水質汚濁防止法に基づく排水基準

(ア) 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	1,2－ジクロロエタン	0.04mg/L
シアン化合物	1mg/L	1,1－ジクロロエチレン	1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1mg/L	シス－1,2－ジクロロエチレン	0.4mg/L
		1,1,1－トリクロロエタン	3mg/L
		1,1,2－トリクロロエタン	0.06mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	1,3－ジクロロプロペン	0.02mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L	チウラム	0.06mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	シマジン	0.03mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	チオベンカルブ	0.2mg/L
		ベンゼン	0.1mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	セレン及びその化合物	0.1mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	ほう素及びその化合物	10mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	ふっ素及びその化合物	8mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L		
四塩化炭素	0.02mg/L	1,4－ジオキサン	0.5mg/L

(注) アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素との合計量に基準が適用される。

(イ) 生活環境項目に係る排水基準

項目	許容限度	項目	許容限度
水素イオン濃度 （ｐＨ）	5.8～8.6	銅含有量	3 mg/L
生物化学的酸素要求量 （ＢＯＤ）	160 mg/L （日間平均120 mg/L）	亜鉛含有量	2 mg/L
浮遊物質量 （ＳＳ）	200 mg/L （日間平均150 mg/L）	溶解性鉄含有量	10 mg/L
ｎ－ヘキサン抽出物質 （鉱油類）	5 mg/L	溶解性マンガン含有量	10 mg/L
ｎ－ヘキサン抽出物質 （動植物油脂類）	30 mg/L	クロム含有量	2 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L	大腸菌数	日間平均 800CFU/mL

（注）本表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50㎥以上である事業場等に対して適用される。

ウ　北海道条例に基づく上乗せ排水基準（主なもの）

(ア) 有害物質に係る排水基準

対象業種	有害物質の種類	許容限度
特定金属鉱業	シアン化合物	0.6 mg/L

（注）本表に掲げる排水基準は、豊平川流域及び茨戸川流域について適用される。

(イ) 生活環境項目に係る排水基準

対象業種	項　　目	許容限度
し尿浄化槽 （昭和47年10月１日以降に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のもの）	生物化学的酸素要求量 （ＢＯＤ）	40 mg/L （日間平均 30 mg/L）
	浮遊物質量 （ＳＳ）	90 mg/L （日間平均 70 mg/L）
下水道終末処理施設 （活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの）	生物化学的酸素要求量 （ＢＯＤ）	日間平均 20 mg/L
	浮遊物質量 （ＳＳ）	日間平均 70 mg/L

（注）本表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50㎥以上である事業場等に対して適用される。

エ　開発行為等における汚水放流の指導要綱に係る水質基準値

市街化区域			市街化調整区域	
ＢＯＤ		n-ヘキサン抽出物質	ＢＯＤ	n-ヘキサン抽出物質
排水量 10 ㎥/日以上 50 ㎥/日未満	排水量 50 ㎥/日以上			
30 mg/L以下	20 mg/L以下	鉱物油　5 mg/L以下 動植物油 30 mg/L以下	10 mg/L以下	鉱物油　5 mg/L以下 動植物油 10 mg/L以下

オ　豊羽鉱山に係る公害防止協定に基づく排水水質協定値

（単位:mg/L）pH・臭気・色度を除く

	ｐＨ	カドミウム	シアン	鉛	砒素	銅	亜鉛	溶解性Fe	溶解性Mn	溶解性Al	臭気強度	色度
協定値	－	－	0.1	－	－	1.5	－	－	7※2	30※2	40※2	70※2
水質汚濁防止法排水基準	5.8～8.6	0.03	0.6※1	0.1	0.1	3	2	10	10	－	－	－

（注）協定値は、測定結果の年平均値で評価する。

※1 シアンについては、北海道条例に基づく上乗せ排水基準を適用

※2 処理水を水道水源となる公共用水域に排出する場合のみ適用

カ　旧手稲鉱山に係る鉱害防止協定に基づく排水水質協定値

（単位:mg/L）pHを除く

	ｐＨ	カドミウム	鉛	砒素	銅	亜鉛	溶解性Fe	溶解性Mn
協定値	5.8～8.6	0.03	0.1	0.1	3	2	10	10

(注) 上記項目については、水質汚濁防止法に基づく排水基準に適合させる。

(3) 土壌、地下水

ア　環境基準

(ア) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備　考

カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

(イ) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

(注)基準値は年間平均とする。ただし、全シアンについては最高値とする。

イ　土壌汚染対策法に基づく指定基準

特定有害物質	土壌含有量基準	土壌溶出量基準
クロロエチレン		検液1Lにつき0.002mg以下であること。
四塩化炭素		検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン		検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン		検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン		検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン		検液1Lにつき0.002mg以下であること。
ジクロロメタン		検液1Lにつき0.02mg以下であること。
テトラクロロエチレン		検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン		検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン		検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン		検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ベンゼン		検液1Lにつき0.01mg以下であること。
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつき45mg以下であること。	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
六価クロム化合物	土壌1kgにつき250mg以下であること。	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
シアン化合物	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること。	検液中に検出されないこと。
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき15mg以下であること。	検液1Lにつき0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	土壌1kgにつき150mg以下であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき150mg以下であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき150mg以下であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつき4,000mg以下であること。	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつき4,000mg以下であること。	検液1Lにつき1mg以下であること。
シマジン		検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ		検液1Lにつき0.02mg以下であること。
チウラム		検液1Lにつき0.006mg以下であること。
PCB		検液中に検出されないこと。
有機りん化合物		検液中に検出されないこと。

(4) 騒音・振動

ア　騒音の環境基準

（等価騒音レベル（LAeq）、単位：デシベル）

地域の類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
AA	札幌市では指定なし		50以下	40以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

（注）1　地域の類型
AA:特に静穏を要する地域
A:専ら住居の用に供される地域
B:主として住居の用に供される地域
C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
2　この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

◎幹線道路近接空間に関する特例

幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表に関わらず特例として次表のとおりとする。（等価騒音レベル（LAeq）、単位:デシベル）

昼間	夜間
70以下	65以下

備考
1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
・2車線以下の車線を有する道路　15メートル
・2車線を超える車線を有する道路　20メートル
2　個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

イ　航空機騒音の環境基準

（時間帯補正等価騒音レベル（Lden）、単位：デシベル）

地域の類型	基準値	該当地域：丘珠空港を中心とした半径約5kmの地域
I	57以下	第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
II	62以下	類型Ⅰ及び除外地域以外の地域
除外地域	—	空港敷地及び工業専用地域

（注）1 Lden（時間帯補正等価騒音レベル）とは、航空機1機ごとの飛行騒音の他、航空機の地上騒音等を含め時間帯ごとに重みづけをしたエネルギー量を積分した、航空機騒音のうるささを表す数値のこと。
2 Ldenは、平成19年12月17日に告示（環境省告示第114号）、平成25年4月1日に施行された。